

公益財団法人小笠原敏晶記念財団
2025年度 渡航・旅費等の助成(上期)
募 集 要 項

日本国外の会議やレジデンス・プログラムへの参加、あるいは日本国外での展覧会開催に必要な業務のための渡航・旅費等を助成する制度です。

1. 助成目的

本助成は、日本の現代美術のあらゆる担い手に対して、日本国外で開催される国際会議等への参加や国際移動を伴う展覧会業務に係る国際旅費を支援することで、日本の現代美術の国際的な発展を図ることを目的とします。

2. 助成の対象

【助成対象】

- 1) 日本国外で開催される会議(国際会議、シンポジウム、研究会、ワークショップ等)へ参加するための国際旅費、会議等参加費
- 2) 日本国外で開催される展覧会に関して、展覧会開催のために必要な専門的業務や美術品の輸送随行に係る学芸員、コーディネーター等の国際旅費
- 3) 日本国外で開催されるレジデンス・プログラムへ参加するための国際旅費

※日本国外への渡航が対象です。海外を活動拠点とされている場合の日本への渡航は対象外です。

※以下の活動のための渡航は対象外です。

- ・打ち合わせ、ミーティング
- ・営利目的の事業やプロモーション

※申請する活動の前後または途中に、上記対象外の活動を計画してもかまいませんが、それに関する費用は助成対象外となります。

【助成対象期間】

2025年9月から2026年3月末に出発予定の渡航が対象。

3. 申請の資格・制限

3年以上、現代美術分野において専門的な職務に従事している者または同様の専門性があると認められる個人(申請書から判断します)。これに該当する者を派遣する美術館、研究機関等団体も申請可能ですが、同一イベント(出張業務)につき1団体あたり1名分の申請を原則とします。

※個人申請の場合は、渡航者本人が申請してください。

※過去に当財団から助成を受けている場合は、報告書(当財団から追加資料の提出依頼や確認事項があった場合はそちらを含めて)を提出されていることが条件になります。

4. 助成金額

2025年度(上期) 助成予算総額:1000万円(予定)

1 件あたり上限 50 万円

5. 助成金の使途

- 1) 国際旅費としての助成対象費目は以下のとおり。
国際航空運賃(居住地または活動拠点の空港発着のエコノミークラス割引運賃)、訪問国での宿泊費、訪問国内での交通費、海外旅行保険加入料
※報告書提出の際に、申請者名が記載された搭乗券半券のコピーや搭乗証明を添付してください。
※渡航期間中に、申請する活動以外の計画がある場合、それに関する費用は助成対象費目であっても助成対象外となります。またその場合に、往路・復路で利用する空港が異なる場合は、相当額(申請する活動のための航空券代片道料金×2)を助成対象とさせていただきます。
- 2) 国際旅費、会議等参加費以外の経費は助成対象外です。
助成対象外費目例: 居住国内の交通費(例: 居住地～最寄空港の交通費)、居住国内の宿泊費、美術館等入館料、作品輸送費、超過手荷物料金、作品制作費、日当、飲食費、資料作成費、翻訳・通訳費など
- 3) 個人申請の場合は申請者本人(1名)、団体申請の場合は申請書に記載した渡航者本人(1名)の旅費が助成対象となります。同行者の旅費は助成対象外です。

6. 募集から助成金交付までのスケジュール

- 1) 募集期間 2025 年 4 月 25 日(金)～2025 年 6 月 19 日(木)12 時(正午)締切 (厳守)
※2025 年度(下期)募集は 2025 年 9 月中旬頃から開始予定。
- 2) 採否の通知: 2025 年 8 月末頃(予定)。審査終了後、結果通知。
- 3) 助成金交付予定: 2025 年 9 月以降
当財団と助成対象者間の覚書締結後、助成金の支払い手続きを進めます。

7. 申請の方法

電子申請システムでの提出をお願いいたします。

【提出書類】

- ① 申請者情報: システムのフォーマットに従い入力
- ② 申請書: WORD のフォーマットをダウンロードし作成した後、PDF 形式でアップロード
- ③ 任意添付資料: PDF 形式でアップロード
 - ・活動履歴書(CV)
 - ・参加する会議・展覧会の企画書
 - ・招へい状・参加依頼状

<注>

- ・郵送、持ち込みによる申請は受け付けておりません。
- ・申請に関わる費用は申請者をご負担ください。
- ・提出書類は返却いたしません。
- ・電子申請システムは操作に時間がかかる場合があります。時間には余裕をもって申請を行ってください。

8. 選考の方法

1) 審査・選考方法

当財団の文化・芸術分野の選考委員および必要に応じて選出した有識者で構成する選考委員会において審査・選考を行います。

2) 審査項目

- ① 会議等に参加する意義や必要性、および帰国後の申請者の活動への影響の大きさや今後の展望
- ② 参加する会議や展覧会、レジデンス・プログラムの目的と意義
- ③ 日本の現代美術分野に与える影響と貢献の大きさ
- ④ 独創性や新規性
- ⑤ 申請者の実績

3) 採否の通知

審査・選考後、申請者全員にメール及びマイページ上にて通知します。

※審査内容や採否結果の詳細に関するお問い合わせには対応いたしかねます。ご理解のほどお願い申し上げます。

9. 報告の義務

1) 帰国後3ヶ月以内に、以下の報告書を提出してください。

① 活動報告書

実際の渡航日程、参加した会議等や展覧会等の内容、また、本助成によって達成できたこと、得られた効果、将来への展望などに関する報告

② 会計報告書

助成金の使途の報告と証拠書類(証憑)のコピー

2) 採択後に申請内容を変更する必要がある場合は、「申請内容変更届」を提出してください。確認後に承認の可否をご連絡いたします。

※採択された活動そのもの、目的や趣旨が変わってしまいかねないご変更は、原則承認いたしかねます。

※助成金交付後の渡航中止については助成金の返金を申し受けます。

10. 助成の公表

助成対象者の氏名(アーティスト名)・団体名と、渡航先で参加する会議等の名称、活動概要を、当財団ウェブサイトや刊行物等に公表いたしますので、予めご了承ください。

また、参加予定の会議や展覧会等に関係する広報物や印刷物には、当財団の助成を受けた旨を明記し、ロゴを掲載してください。

11. 著作権

本助成に関わる成果物の著作権は、すべて助成対象者に帰属します。

なお、当財団が本助成プログラムの広報資料や発行物を制作する際に、事前に許可を得て、報告書等に掲

載された文章や画像を使用させていただくことがあります。

12. 個人情報の取り扱い

応募により頂きました個人情報は、事業目的の範囲内で、かつ業務遂行に必要な限度内で利用致します。
又、事前にご本人の同意を得ることなく、第三者に提供することは致しません。

13. 資格の取り消しと助成金の返金

- 1) 虚偽の申請内容が確認された場合、申請資格を取り消します。
- 2) 助成金受給後、申請内容に虚偽の事実が判明した場合、助成を取り消し、返金を求めます。
- 3) 所定の期間内に報告書の提出がない場合は、返金を求めることがあります。
- 4) 助成金の使途として認められる支出額が助成金支給額を下回った場合は、差額の返金を申し受けません。

14. 確約

申請者は、反社会的勢力と関係する者ではないこと。

以上、本募集要項のすべての内容を確認・承知したうえで申請してください。申請について不明点等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団 事務局

contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp

事務局営業時間：9:00～17:00(月～金)

※土・日・祝日、年末年始、夏期などの特別休暇を除く

〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 27-6 泉田町ビル 4F

URL: <https://ogasawarazaidan.or.jp>